

資料 福島県廃棄物処理計画施策と関連する SDGs ゴール・ターゲット

SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 9 月に開催された国連の「持続可能な開発サミット」において採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGs は社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。廃棄物分野に関するものとして、本計画と関連する主なゴール・ターゲットを表 1 に示します。



出展：国際連合広報センター

図 1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

表1 本計画と関連する主なSDGsのゴール・ターゲット等

ゴール		ターゲット	関連する福島県の主な施策
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	○3R（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）の推進
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。	○生活排水の適正処理の推進等
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率が倍増させる。	○ごみ処理施設の計画的な整備及び維持管理の促進等
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進等
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	○ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進等
	持続可能な生活消費形態を確保する	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	○3R（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）の推進 ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進等
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	○3R（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）の推進 ○ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進等
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進等
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	○産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進等

資料：福島県廃棄物処理計画